

要綱による電波障害防止計画建築物の届出案内

1、届け出内容

うるま市電波障害防止建築指導要綱により、「建築計画物の届出書」を提出する。

2、届出対象の建造物・・・中高層建築物及び工作物

看板等の付属工作物を含む高さが10m以上のもの、又は良好な電波の受信を著しく悪化させる恐れがあるもの。

3、電波障害調査専門業者又は日本放送協会（NHK）による調査

①（一社）日本CATV技術協会の「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」に基づく調査を行い、「建造物に依るテレビ受信障害調査報告書」を作成する。

②電波障害調査専門業者について

（一社）日本CATV技術協会、又は総務省沖縄総合通信事務所に問い合わせ下さい。

一般社団法人 日本CATV技術協会 <http://www.catv.or.jp>

総務省沖縄総合通信事務所 <http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/>

4、近隣居住者への説明

建築主は、中高層建築物の建築確認又は計画通知書を建築主事に提出する20日前から、建築基準法による確認済の表示をする日まで、電波障害の被害を受けるおそれのある建築物の所有者等の見やすい場所に「標識」（第1号様式）を配置し、当該建築物の計画について十分な説明を行って下さい。

5、計画建築物の届出（正・副の各1部）

中高層建築物の建築主等は、建築確認申請書等を提出する前に「計画建築物の届出書」（第2号様式）に次に掲げる図書を正・副の各1部に添付し、うるま市長（特定行政庁）に届け出して下さい。

（添付書類）

- （1）見取り図、配置図、各階平面図（屋上階を含む）、基準断面図2面
- （2）説明会資料（開催日、出席者、内容）、
- （3）「同意書」（第3号様式）、同意が得られない場合は得られない理由書及び案内文書
- （4）標識設置状況写真（第1号様式）
- （5）「誓約書」（第4号様式）
- （6）建造物に依るテレビ受信障害調査報告書

6、建築主側における電波障害時の改善手順

